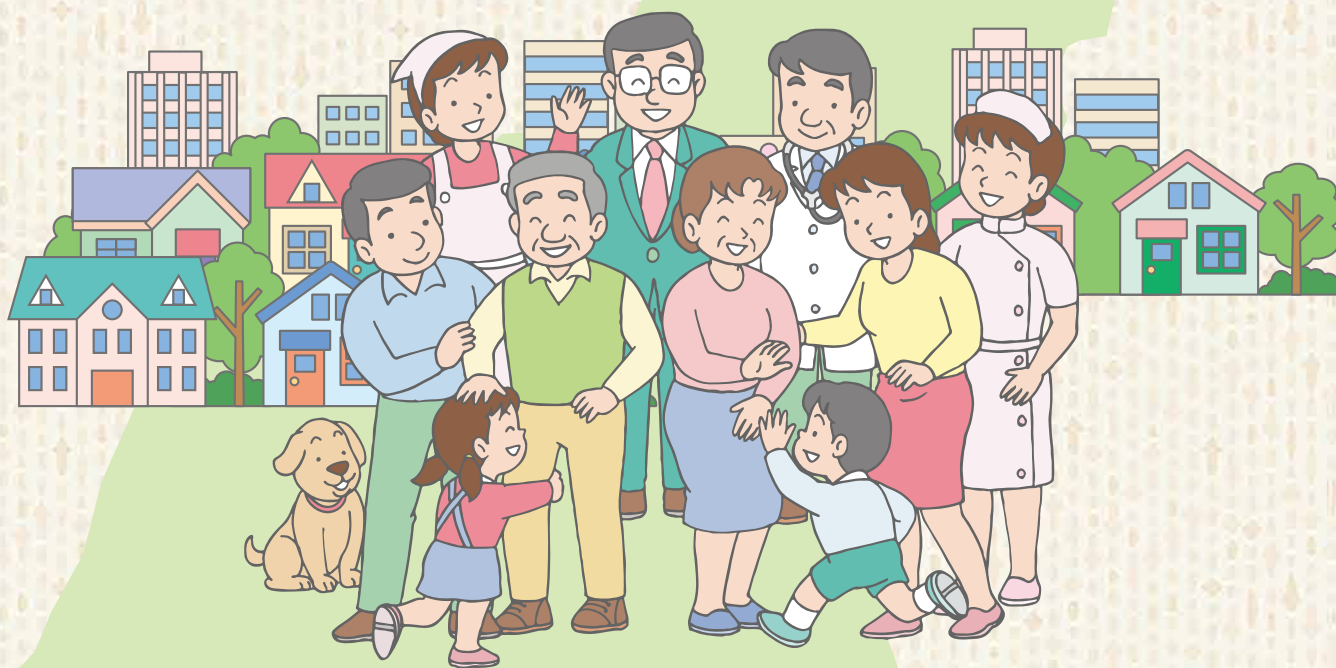


# 第4期 みよし市地域福祉活動計画

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度



地域住民が互いに思いやり、支え合い、  
誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり



## 第4期みよし市地域福祉活動計画は (本編P1～P4)

みよし市地域福祉計画とみよし市地域福祉活動計画は、みよし市と社会福祉法人みよし市社会福祉協議会が連携を図りながら、これまでのお互いの活動をさらに発展的に進めるものです。

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

### みよし市

#### 地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づく行政計画

#### 地域福祉活動計画

地域住民やボランティア、福祉の事業所などとともに相互に協力して策定する地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画

## 計画の基本的な考え方 (本編P10)

### 地域福祉とは

地域にある様々な問題や課題を地域住民等が地域社会の一員として、それぞれの役割を理解し、ともに考え、行動し、支え合いながら、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて取り組む考え方です。



### 基本理念

人と人、人と地域が支え合う取り組みが生まれやすい環境を整えるとともに、地域共生社会の実現を目指すため『地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり』をこの計画の基本理念とします。

### 基本理念

地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり

### 基本目標

#### 基本目標1

地域住民等が共に助け合い支え合う環境(関係)づくり

#### 基本目標2

誰もが必要なサービスを利用できる体制づくり

#### 基本目標3

地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり

#### 基本目標4

地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

地域住民が互いに思いやり、支え合い、  
誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり

### 基本目標 1

地域住民等が共に助け合い  
支え合う環境(関係)づくり  
～地域住民の福祉意識の高揚～

### 基本施策

- (1) 地域福祉に対する意識の醸成
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 地域ぐるみの防災活動の推進

### 基本目標 2

誰もが必要なサービス  
利用できる体制づくり  
～地域福祉ネットワークの強化～

### 基本施策

- (1) 総合相談体制の強化
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) わかりやすい情報発信

### 基本目標 3

地域福祉の活動に積極的に関わる  
担い手づくり  
～多様な主体の参加の促進～

### 基本施策

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域福祉を担う人材の確保・育成

基本目標1～3の実施を支援



### 基本目標 4

地域福祉の推進に向けた  
仕組みづくり  
～地域共生社会の基盤整備～

### 基本施策

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の育成・活用

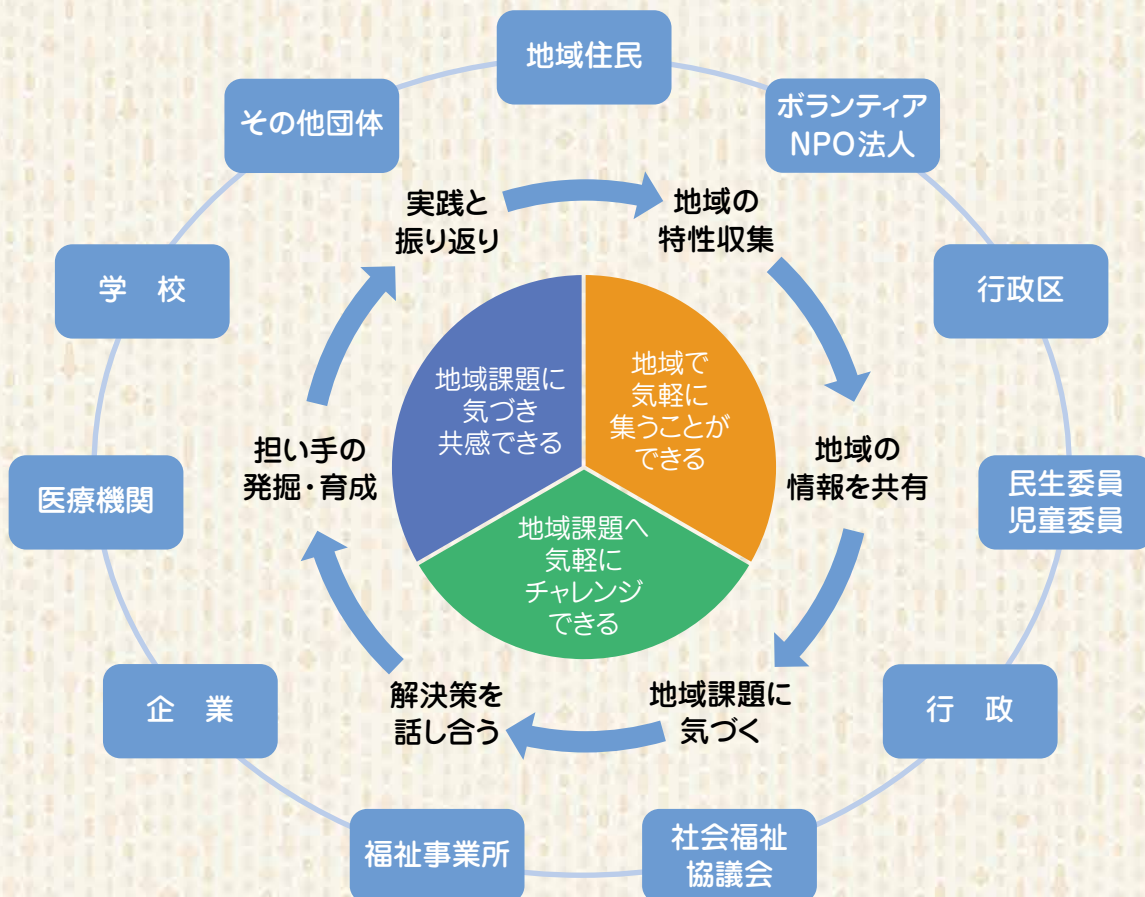


# 計画取り組みの視点 (本編P12 ~P13)

地域福祉を推進する基盤づくりが必要になります。地域に関わる様々な主体が、人と人、人と地域、世代や分野を超えてネットワークを持つことが大切です。



世代や分野を超えたネットワークと地域福祉の推進に向けた取り組みのイメージ図



地域福祉の推進に向けた取り組みは、ある程度一定した手法で取り組むことで、地域住民、社会福祉協議会や行政などの取り組みが進むものと考えられます。



# 社会福祉協議会が重点的に取り組むこと（本編P14～P15）

本計画の推進にあたり、社会福祉協議会は「地域が主体となってもつながる」ことにポイントを置いて、地域住民が行動できるように特に力を入れて取り組みます。

## 1 地域福祉活動実践の取り組み（活動の見える化・分かる化・できる化の実践）

- 1 社会福祉協議会が取り組むあらゆる相談機能を高め、個別相談 から分かる地域の強みや課題をデータ化するなど「見える化」していきます。
- 2 地域の強みや課題を分析し、カテゴリー分けするなど「分かる化」していきます。
- 3 分かる化した個別相談から見える地域の強みや課題を地域住民と共有し、地域住民と課題の解決に向けた仕組みづくりについて話し合いをしていきます。
- 4 地域住民とともに考えた仕組みを地域住民とともに実行するなど「できる化」していきます。



## 2 コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の育成

コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）とは、地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている人を発見し支援するとともに、従来の制度や法の枠組みのなかでは十分に対応できない、“制度やサービスの狭間”にいる人に寄り添いながら、地域住民の力を借りて支援していく人のことです。個人の問題を地域共通の課題として捉え、地域住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出していく地域福祉の専門職です。

本計画の推進において、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を活用し、地域住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出すため、次の3つの役割を重点的に取り組みます。

発見

○声なき声を発見し援助する

個別支援

○制度やサービスの狭間に、インフォーマルな支援で取り組む

地域支援・  
仕組みづくり

○支え合う地域をみんなで作る





# 基本施策 (本編P16 ~P23)

## 基本目標1

地域住民等が共に助け合い  
支え合う環境(関係)づくり  
～地域住民の福祉意識の高揚～

## 基本施策

- (1) 地域福祉に対する意識の醸成
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 地域ぐるみの防災活動の推進



## 地域福祉活動実践の取り組み

地域に関わる様々な立場の人	内 容
地域住民や福祉活動を行う人に期待される活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ボランティア活動や助け合い活動、行政区のイベントや防災訓練などを知って、その活動に参加します。</li><li>・ ご近所の人や身近な人とのあいさつ、声を掛け合います。</li><li>・ ボランティア活動や助け合い活動の理解者を増やします。</li></ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の一員として、積極的に地域福祉活動に参加し、地域住民とのつながりを作ります。</li><li>・ 地域情報を調べたり、その情報を整理したりしてボランティア活動、助け合い活動を「見える化・分かる化」します。</li></ul>

## 基本目標2

誰もが必要なサービスを利用できる体制づくり  
～地域福祉ネットワークの強化～

## 基本施策

- (1) 総合相談体制の強化
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) わかりやすい情報発信



## 地域福祉活動実践の取り組み

地域に関わる様々な立場の人	内 容
地域住民や福祉活動を行う人に期待される活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ひとりで悩まず、家族や友人などの身近な人に相談します。</li><li>・ 相談窓口や専門機関をホームページやパンフレットなどで調べます。</li><li>・ ご近所で困っている人や世帯を知った時は、我が事として気にかけるようにするとともに、その人や世帯のプライバシー保護に十分注意し、関係機関に連絡します。</li></ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自ら「助けて」の声を上げられない人にアウトリーチによる支援を行います。</li><li>・ 多様な社会資源や福祉サービスをホームページやパンフレットにまとめて公開します。</li><li>・ 既存の社会資源の把握と整理、新たな福祉サービスの創設を進め、地域福祉活動を「見える化・分かる化」します。</li></ul>

### 基本目標 3

地域福祉の活動に積極的に関わる  
担い手づくり  
～多様な主体の参加の促進～

### 基本施策

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域福祉を担う人材の確保・育成



### 地域福祉活動実践の取り組み

地域に関わる様々な立場の人	内 容
地域住民や福祉活動を行う人に期待される活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・身近なところで生活に困っている人や世帯がいることを意識して暮らします。</li><li>・地域で行われている「集いの場」の情報を集めて、参加します。</li><li>・地域福祉の受け手であることと同時に担い手であることを意識して暮らします。</li><li>・地域福祉の担い手としての養成講座や研修などに参加します。</li></ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別支援から分かる課題を整理し、地域課題として「見える化・分かる化」して、地域住民に伝えます。</li><li>・福祉教育プログラム(案)を見直し、地域と連携した福祉実践教室を開催します。</li><li>・人材確保・育成に関する研修を行います。</li></ul>

### 基本目標 4

地域福祉の推進に向けた  
仕組みづくり  
～地域共生社会の基盤整備～

### 基本施策

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)の育成・活用



### 地域福祉活動実践の取り組み

地域に関わる様々な立場の人	内 容
地域住民や福祉活動を行う人に期待される活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な場所で気軽に集える場所を作ります。</li><li>・公民館や集会所を積極的に利用します。</li><li>・地域の身近な相談窓口や困りごとを地域住民で解決する方法などを周知します。</li></ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉総合相談センター(ふくしの窓口)と連携し、対応が難しい地域課題を専門機関や相談窓口につなげます。</li><li>・地域住民の身近な地域にコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地域住民とともに地域課題に対応する新たな支援の仕組みをつくり出し、地域福祉活動を「できる化」します。</li></ul>



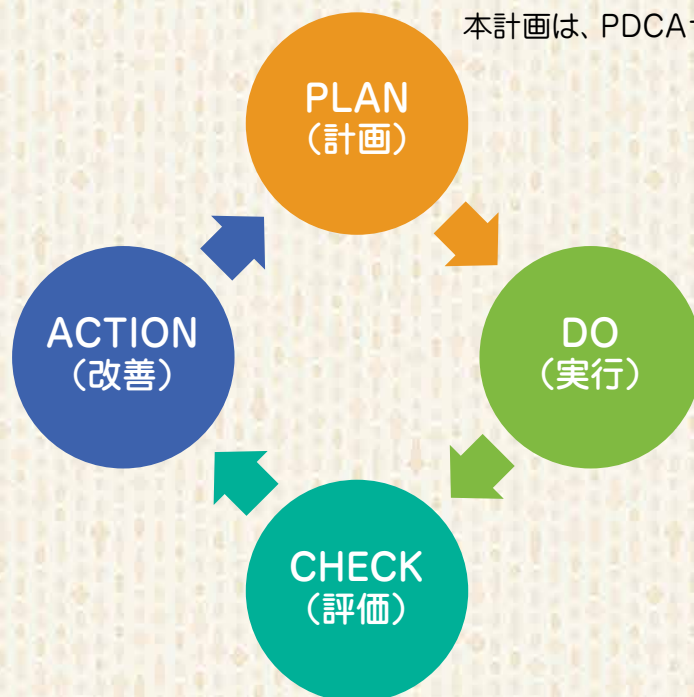
## 目標指標 (本編P16～P23)

各目標指標は、第4期みよし市地域福祉計画の目標指標と同じにしています。次期計画の策定開始年度にあたる令和7年度に市が行う市民意識調査をもとに評価を行います。

	基本目標	目標指標	現状値	目標数値
1	地域住民等が共に助け合い 支え合う環境(関係)づくり	公益活動に参加している人の割合	35.5%	45%
2	誰もが必要なサービスを利用 できる体制づくり	十分な福祉サービスを受けているとは 思えない人の割合	47.8%	35%
3	地域福祉の活動に積極的に 関わる担い手づくり	「福祉の取り組みに対する考え方」で 「地域住民と行政が協働して取り組むべきもの」と 回答した人の割合	59.5%	65%
4	地域福祉の推進に向けた 仕組みづくり	毎日の暮らしで不安に感じている人の割合	91.4%	85%

## 進行管理 (本編P24)

本計画は、PDCAサイクルにより事業展開します。



### 第4期みよし市地域福祉活動計画

(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)

令和3年3月発行

発行 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会

編集 地域福祉課

〒470-0224 愛知県みよし市三好町陣取山39番地5

電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860